別記

危険物取扱者保安講習の手数料一括納付について

危険物取扱者保安講習申請に伴う手数料は、原則として申請書（一人に1枚）に、千葉県収入証紙（\4,700）を貼付することとしていますが、同一事業所が、受講申請書を取りまとめて申請する場合は、受講者一人につき1枚の受講申請書及び受講票を提出し、手数料については、合計金額分の証紙を、別紙「手数料一括納付用紙」に貼付し、人数分の申請書と共に提出できます。

また、手数料の合計金額を、連合会の銀行口座に事前に入金し（振込手数料は事業所負担）、振込納付書等の写しを「手数料一括納付用紙」に貼付しての申請も可能とします。

ただし、いずれの場合も、**同一会場・同一種別・同一時間**の合計人数が5人以上を、一括で申請する場合に限らせていただきます。

また、「手数料一括納付用紙」と人数分の申請書は離れないように注意してください。

※申請例

【Ａ事業所が、市原市会場　9月7日午前コンビ「５名」、同日午後コンビ「６名」の合計１１名の申請を手数料一括で申請する場合】は次の①か②の方法が可能です。

1. Ａ事業所が証紙を購入し申請

※一括申請用紙には午前と午後に分けて収入証紙をそれぞれの人数分を貼付する。

午前の５名分手数料23,500円分千葉県収入証紙「例（1万円証紙2枚＋3千円証紙1枚＋5百円証紙1枚）」を手数料一括納付用紙に貼付し、5人の申請書と共に申請する。

午後の６名分（28,200円分）も手数料一括納付用紙に貼付し6人の申請書と共に申請する。

1. Ａ事業所が連合会に手数料を振り込みして申請

※連合会で、収入証紙をそれぞれの一括申請書に貼付します。

午前と午後の合計人数11人分51,700円を連合会の銀行口座に振り込み（手数料事業者負担）し、その納付書等の写しを、午前5名の申請書と午後6名の申請書に手数料一括納付用紙のそれぞれに貼って申請する。

銀行振込みの場合、事業所は連合会に講習日時、人数を電話連絡すること。

振込銀行口座・・・千葉銀行　県庁支店　１０７０９５５

（一社）千葉県危険物安全協会連合会会長

<お振込み前に必ず連合会(℡０４３－２６６－７９３０)にご連絡ください>

※手数料一括納付用紙は各地区協会にて必要に応じてコピーし使用して下さるようお願いいたします。